

計議第 3 5 8 号議案付図

計議第 3 5 8 号議案 特定生産緑地の指定について  
(意見聴取)

目次	P. 1	計議第 3 5 8 号議案 図郭割図 (指定図用) (参考)
	P. 2~P. 23	計議第 3 5 8 号議案 指定図

計議第358号議案付図 参考資料  
 特定生産緑地の指定 図郭割図（指定図用）

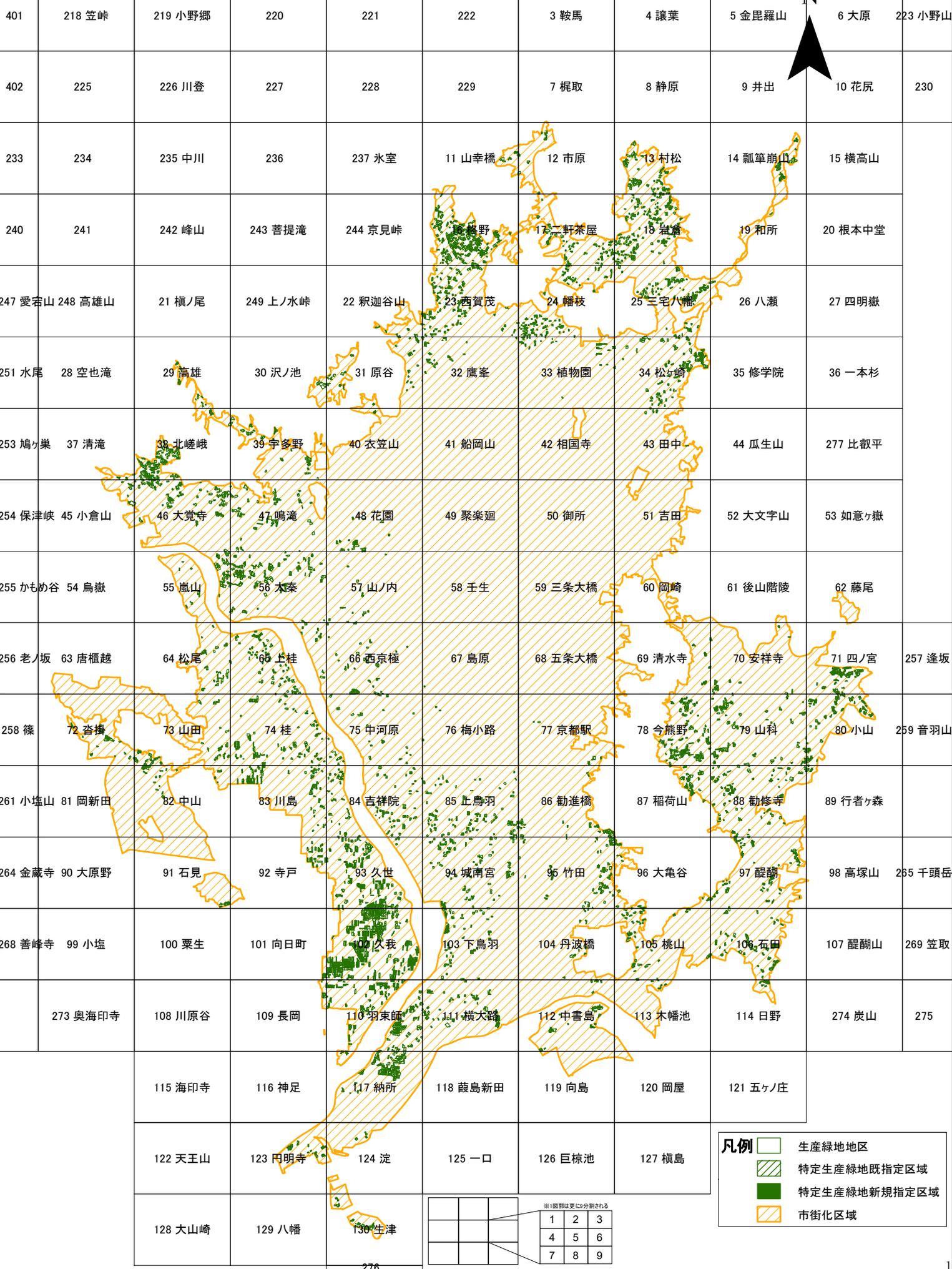
132 つつみ岩

131 畠山谷

1 焼杉山

2 古知平

217 童髪山



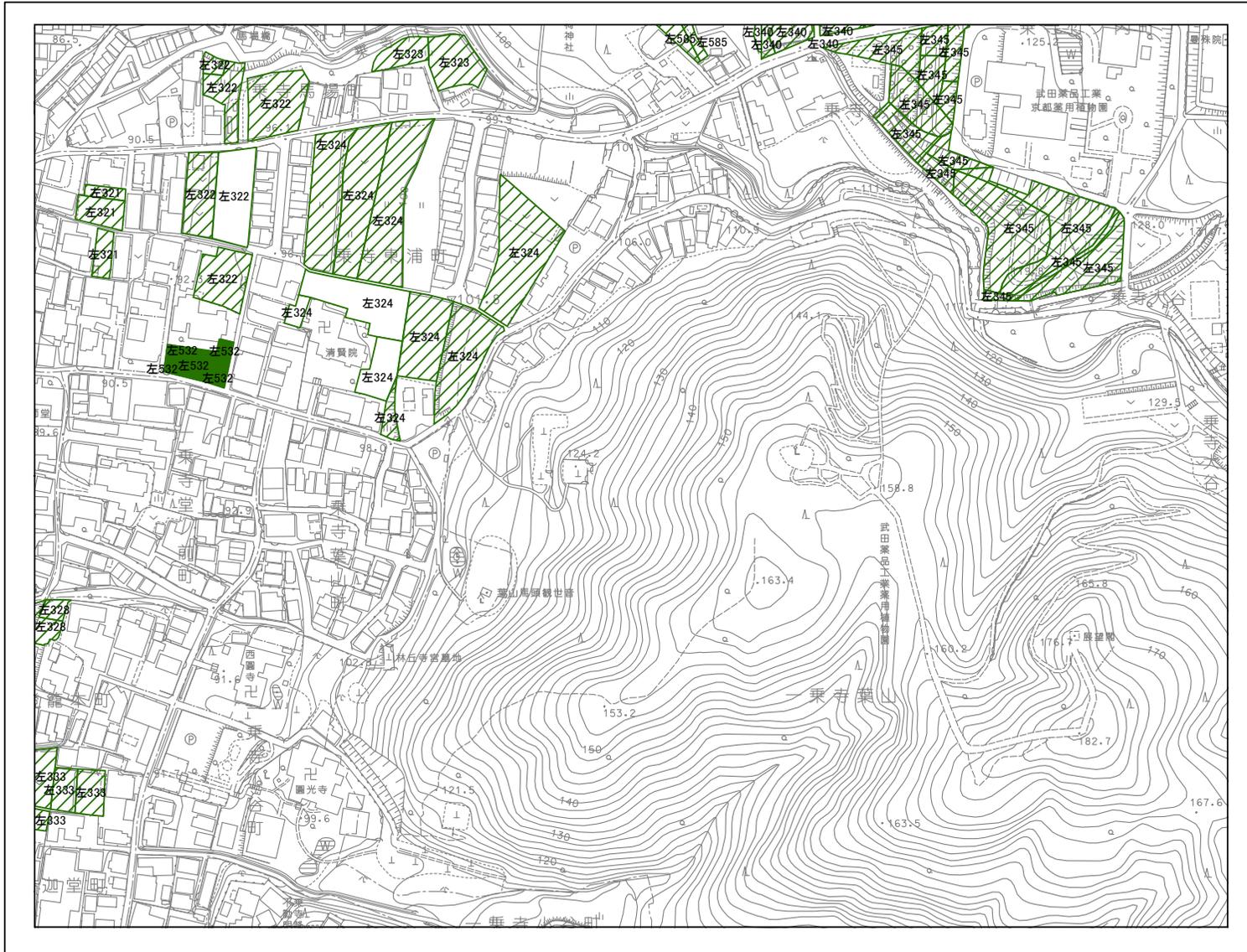
**凡例**

- 生産緑地地区
- 特定生産緑地既指定区域
- 特定生産緑地新規指定区域
- 市街化区域

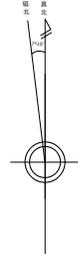
※1図郭は更に分割される

1	2	3
4	5	6
7	8	9

# 34-6 松ヶ崎

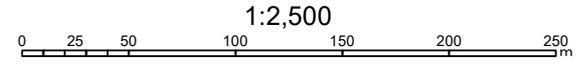


1. 本図は、京都市都市計画局が作成したものである。
   
2. 本図は、京都市都市計画局のウェブサイト（http://www.city.kyoto.lg.jp/）に掲載されている。
   
3. 本図は、京都市都市計画局のウェブサイト（http://www.city.kyoto.lg.jp/）に掲載されている。
   
4. 本図は、京都市都市計画局のウェブサイト（http://www.city.kyoto.lg.jp/）に掲載されている。
   
5. 本図は、京都市都市計画局のウェブサイト（http://www.city.kyoto.lg.jp/）に掲載されている。
   
6. 本図は、京都市都市計画局のウェブサイト（http://www.city.kyoto.lg.jp/）に掲載されている。
   
7. 本図は、京都市都市計画局のウェブサイト（http://www.city.kyoto.lg.jp/）に掲載されている。
   
8. 本図は、京都市都市計画局のウェブサイト（http://www.city.kyoto.lg.jp/）に掲載されている。
   
9. 本図は、京都市都市計画局のウェブサイト（http://www.city.kyoto.lg.jp/）に掲載されている。
   
10. 本図は、京都市都市計画局のウェブサイト（http://www.city.kyoto.lg.jp/）に掲載されている。



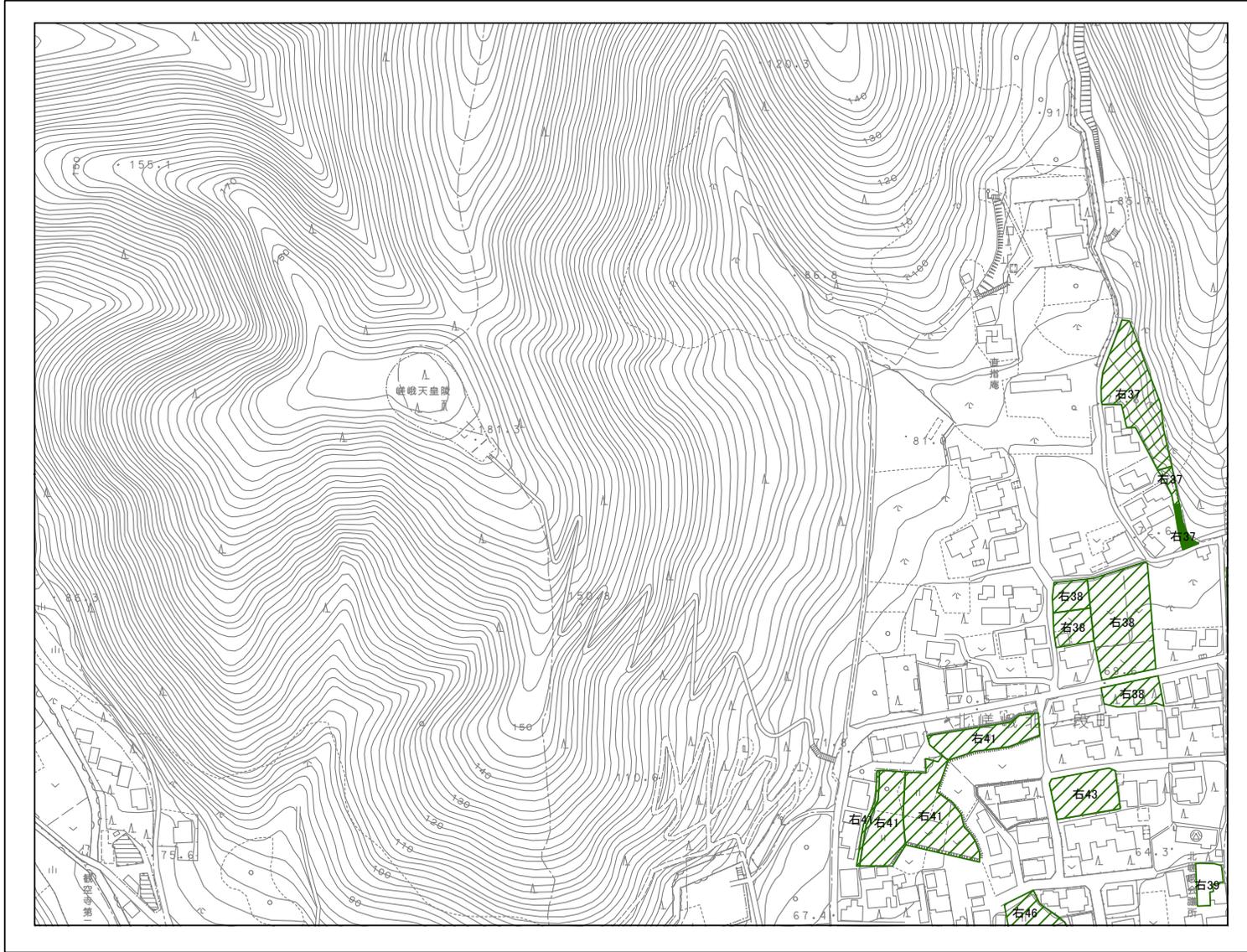
京都市都市計画局

- 凡例**
- 生産緑地地区
  - 特定生産緑地既指定区域
  - 特定生産緑地新規指定区域

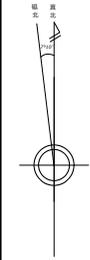




# 38-4 北嵯峨



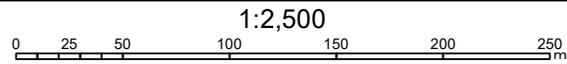
京都府京都市北嵯峨地区の地形図に、生産緑地地区及び特定生産緑地指定区域を示す。生産緑地地区は、都市計画法第100条第1項第1号に規定する。特定生産緑地指定区域は、同法第100条第1項第2号に規定する。



京都市都市計画局

**凡例**

- 生産緑地地区
- 特定生産緑地既指定区域
- 特定生産緑地新規指定区域

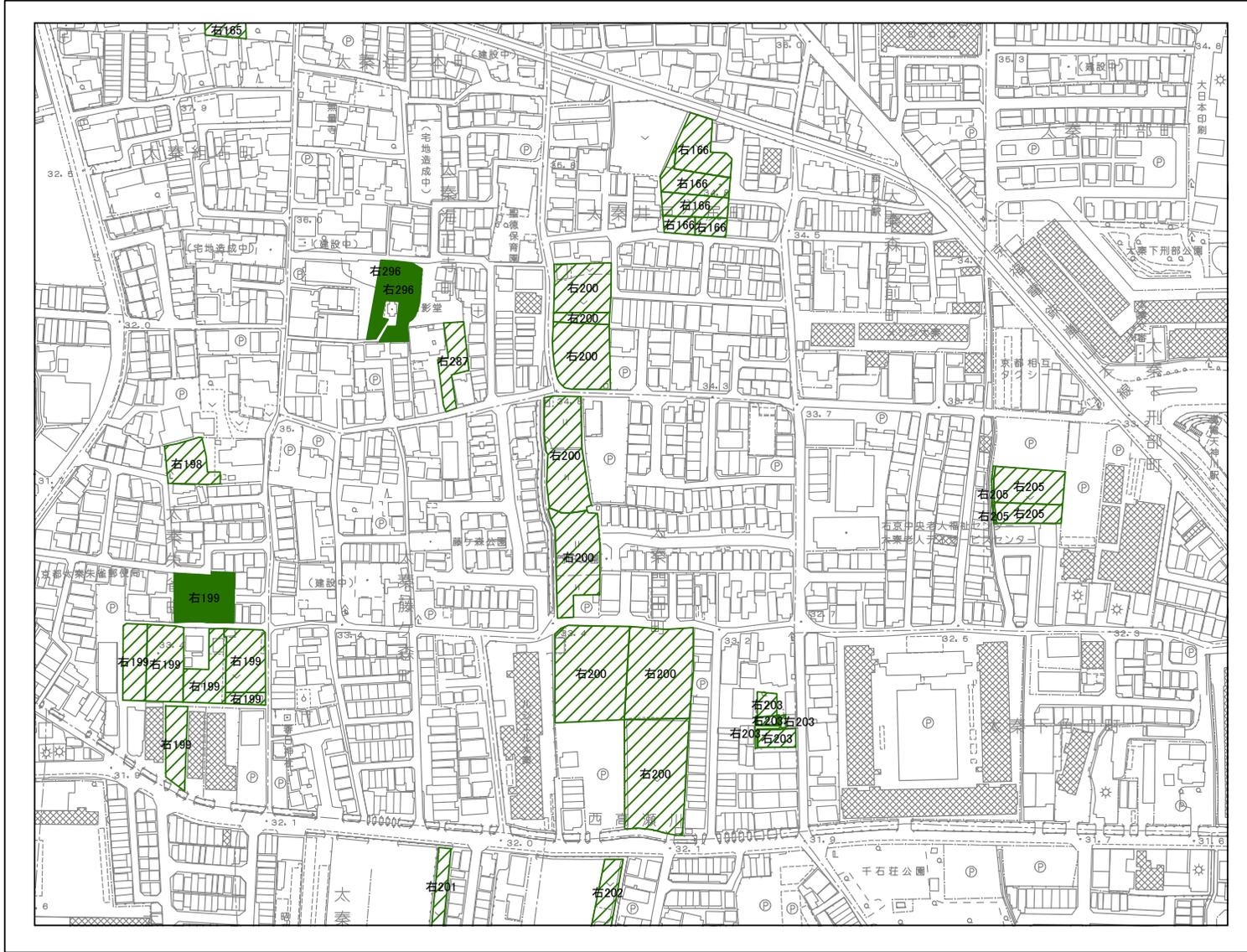








# 56-3 太秦



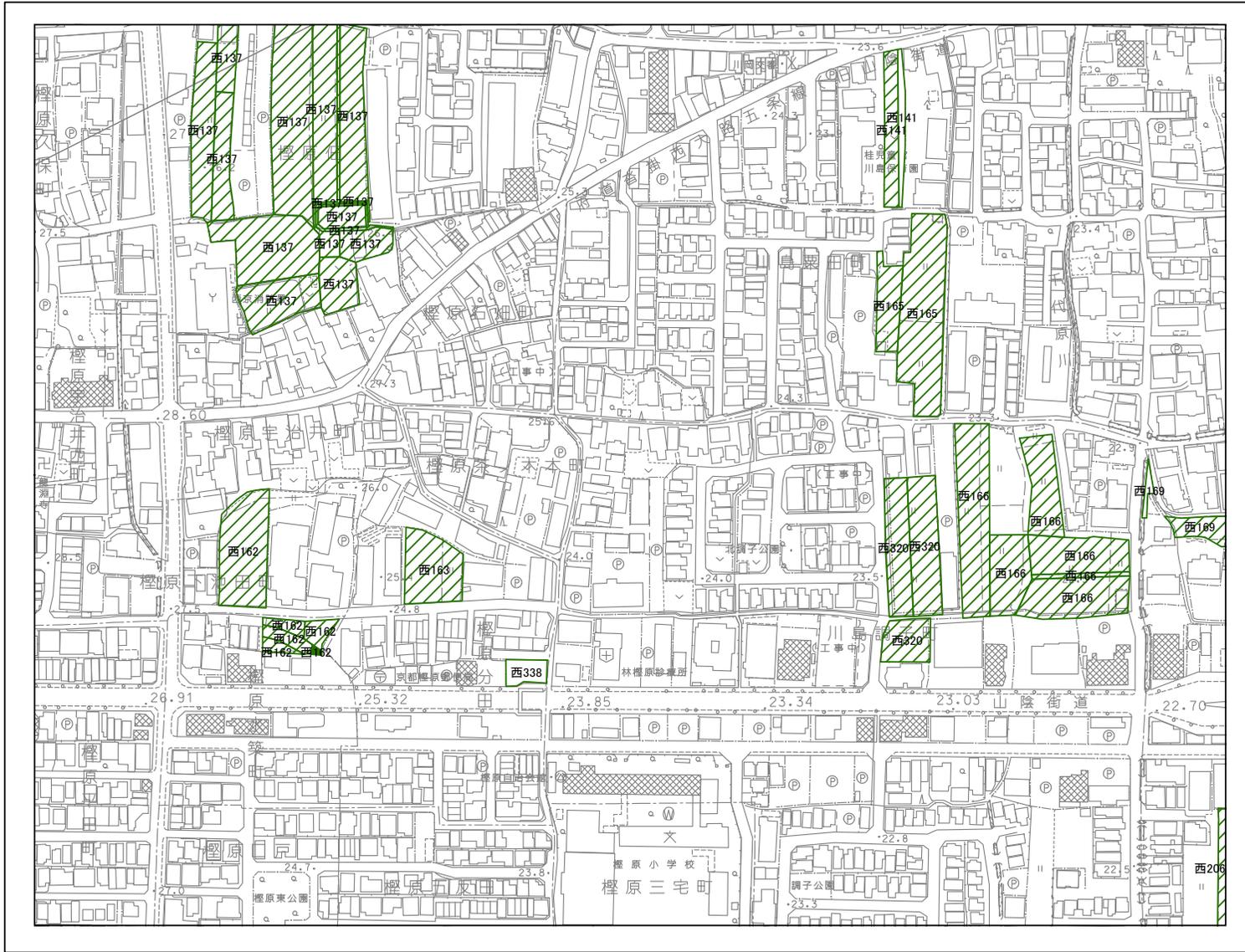
1. 本図は、京都市都市計画局が定める「京都市都市計画法」に基づき、  
 2. 特定生産緑地の新規指定区域及び既指定区域を明示するものである。  
 3. 本図の作成に当たっては、関係機関及び関係者との協議を経て作成した。  
 4. 本図の記載内容は、京都市都市計画局のウェブサイト等で公表している。  
 5. 本図の記載内容は、京都市都市計画局のウェブサイト等で公表している。  
 6. 本図の記載内容は、京都市都市計画局のウェブサイト等で公表している。  
 7. 本図の記載内容は、京都市都市計画局のウェブサイト等で公表している。  
 8. 本図の記載内容は、京都市都市計画局のウェブサイト等で公表している。  
 9. 本図の記載内容は、京都市都市計画局のウェブサイト等で公表している。  
 10. 本図の記載内容は、京都市都市計画局のウェブサイト等で公表している。

京都市都市計画局

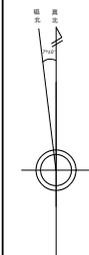
- 凡例**
- 生産緑地地区
  - 特定生産緑地既指定区域
  - 特定生産緑地新規指定区域



# 74-7 桂

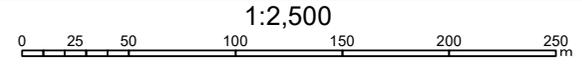


1. 本図は、国土交通省国土利用政策課が作成したものであり、その正確性を保証するものではありません。  
 2. 本図は、国土利用政策課が作成したものであり、その正確性を保証するものではありません。  
 3. 本図は、国土利用政策課が作成したものであり、その正確性を保証するものではありません。  
 4. 本図は、国土利用政策課が作成したものであり、その正確性を保証するものではありません。  
 5. 本図は、国土利用政策課が作成したものであり、その正確性を保証するものではありません。  
 6. 本図は、国土利用政策課が作成したものであり、その正確性を保証するものではありません。  
 7. 本図は、国土利用政策課が作成したものであり、その正確性を保証するものではありません。  
 8. 本図は、国土利用政策課が作成したものであり、その正確性を保証するものではありません。  
 9. 本図は、国土利用政策課が作成したものであり、その正確性を保証するものではありません。  
 10. 本図は、国土利用政策課が作成したものであり、その正確性を保証するものではありません。

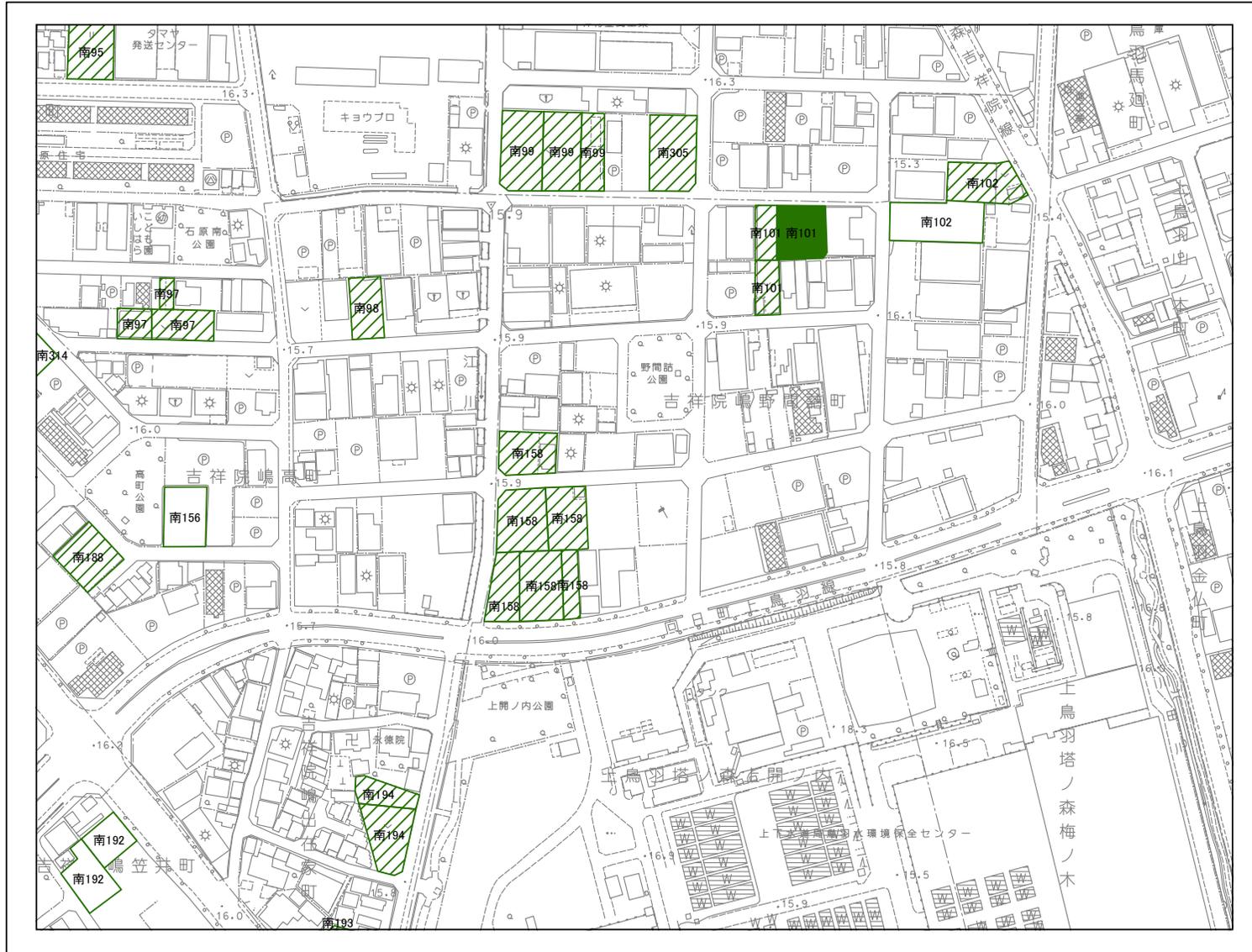


京都市都市計画局

- 凡例**
- 生産緑地地区
  - 特定生産緑地既指定区域
  - 特定生産緑地新規指定区域



# 84-9 吉祥院



1. 本図は、京都市都市計画局が定める「京都市都市計画法」に基づき、京都市の土地利用の計画を定めるものである。

2. 本図は、京都市の土地利用の計画を定めるものである。

3. 本図は、京都市の土地利用の計画を定めるものである。

4. 本図は、京都市の土地利用の計画を定めるものである。

5. 本図は、京都市の土地利用の計画を定めるものである。

6. 本図は、京都市の土地利用の計画を定めるものである。

7. 本図は、京都市の土地利用の計画を定めるものである。

8. 本図は、京都市の土地利用の計画を定めるものである。

9. 本図は、京都市の土地利用の計画を定めるものである。

10. 本図は、京都市の土地利用の計画を定めるものである。

11. 本図は、京都市の土地利用の計画を定めるものである。

12. 本図は、京都市の土地利用の計画を定めるものである。

13. 本図は、京都市の土地利用の計画を定めるものである。

14. 本図は、京都市の土地利用の計画を定めるものである。

15. 本図は、京都市の土地利用の計画を定めるものである。

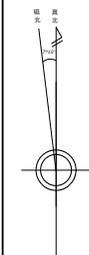
16. 本図は、京都市の土地利用の計画を定めるものである。

17. 本図は、京都市の土地利用の計画を定めるものである。

18. 本図は、京都市の土地利用の計画を定めるものである。

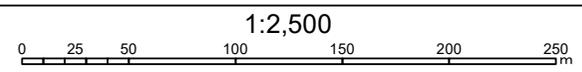
19. 本図は、京都市の土地利用の計画を定めるものである。

20. 本図は、京都市の土地利用の計画を定めるものである。



京都市都市計画局

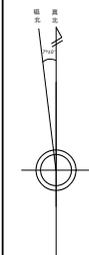
- 凡例**
- 生産緑地地区
  - 特定生産緑地既指定区域
  - 特定生産緑地新規指定区域



# 85-2 上鳥羽



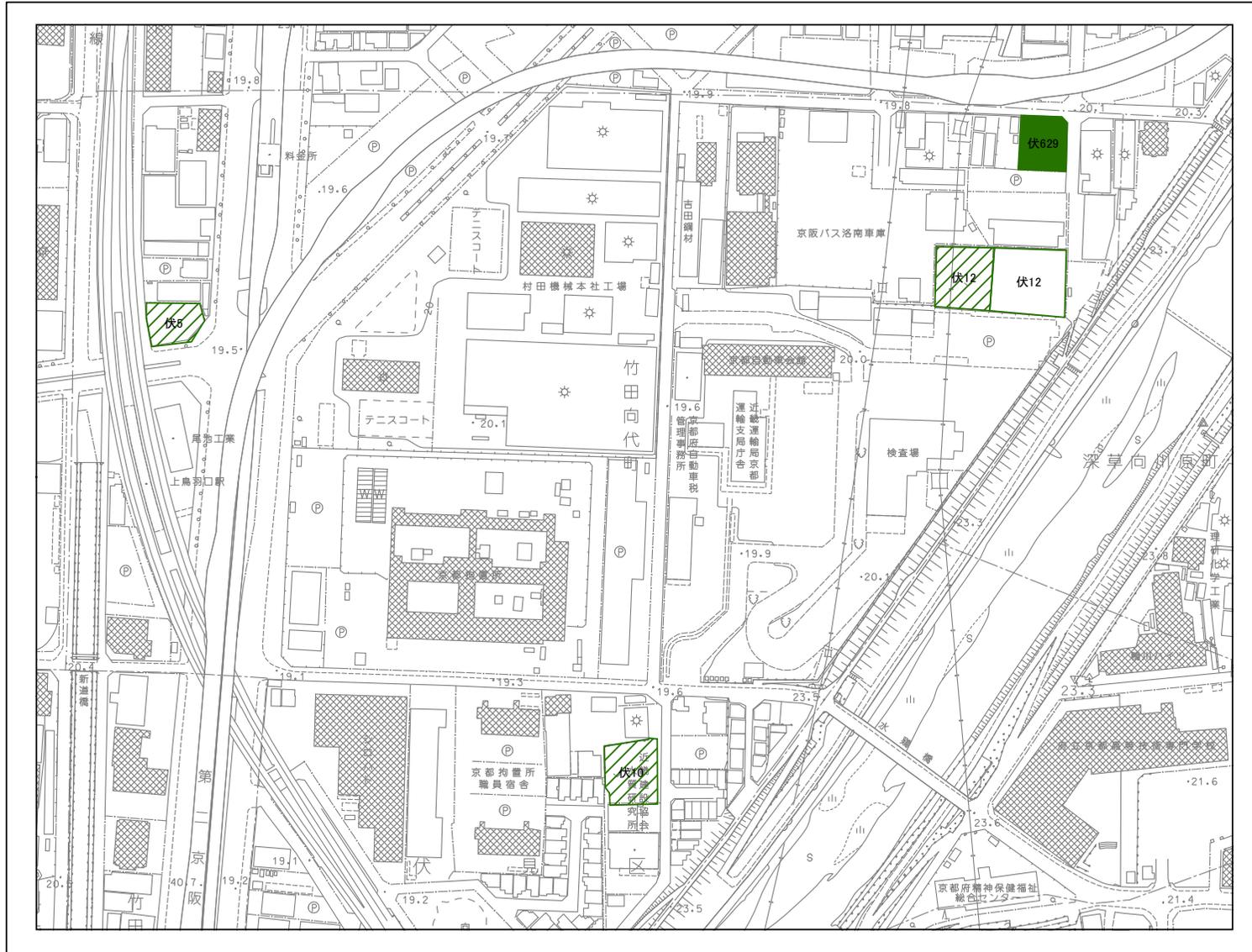
本図は、京都市都市計画局が作成したものであり、その正確性を保証するものではありません。また、本図に記載の情報は、最新の状況と異なる場合があります。本図の作成に当たっては、関係機関との連携を図り、正確な情報を提供するために努めました。



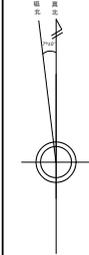
京都市都市計画局

- 凡例**
- 生産緑地地区
  - 特定生産緑地既指定区域
  - 特定生産緑地新規指定区域

# 85-6 上鳥羽

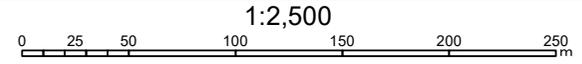


伏5  
 伏10  
 伏12  
 伏629



京都市都市計画局

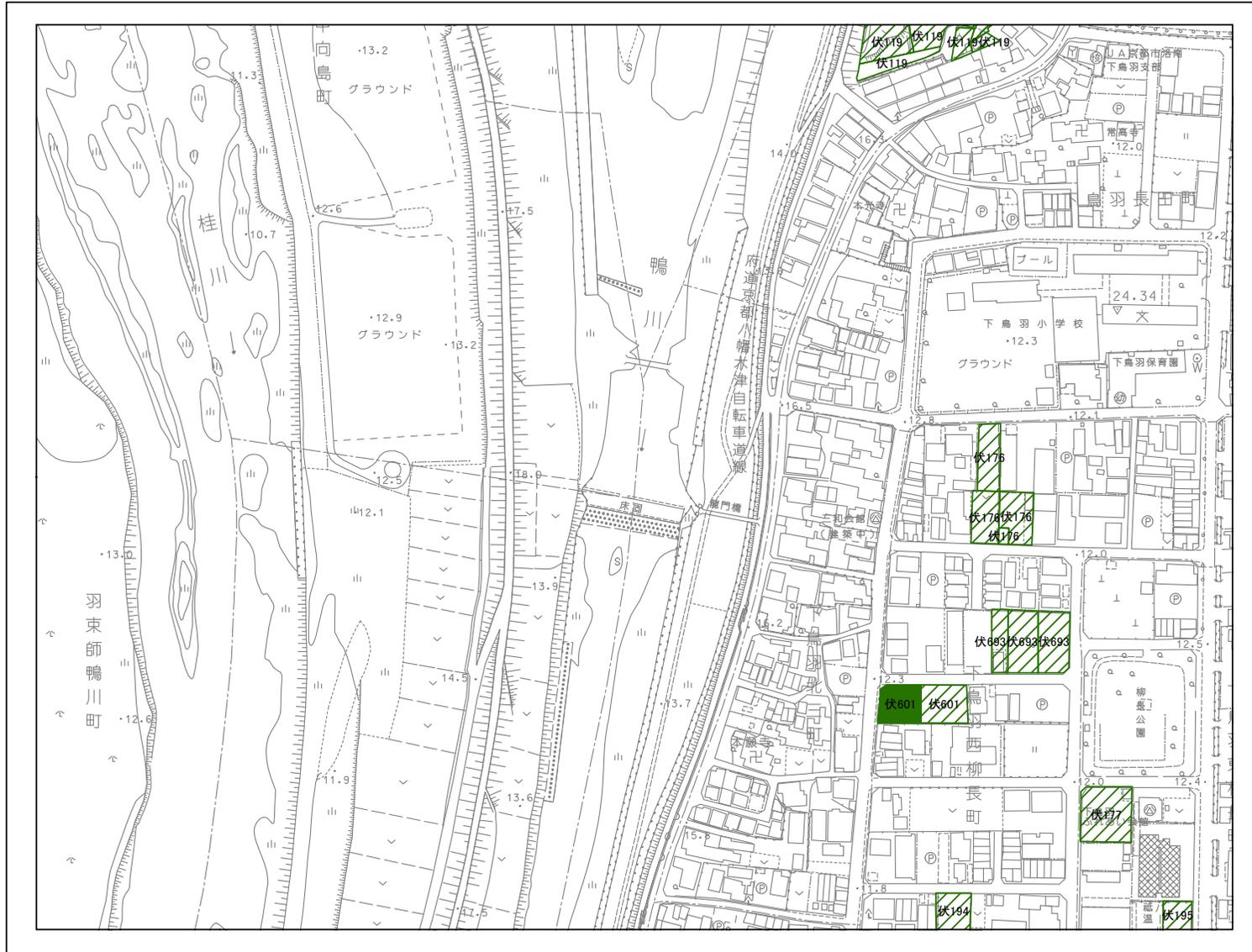
- 凡例**
- 生産緑地地区
  - 特定生産緑地既指定区域
  - 特定生産緑地新規指定区域



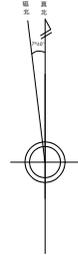




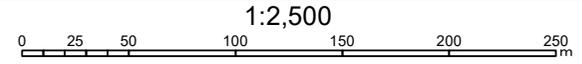
# 103-4 下鳥羽



伏119 伏118 伏117  
 伏174 伏176 伏178  
 伏603 伏692 伏693  
 伏195  
 伏194



京都市都市計画局

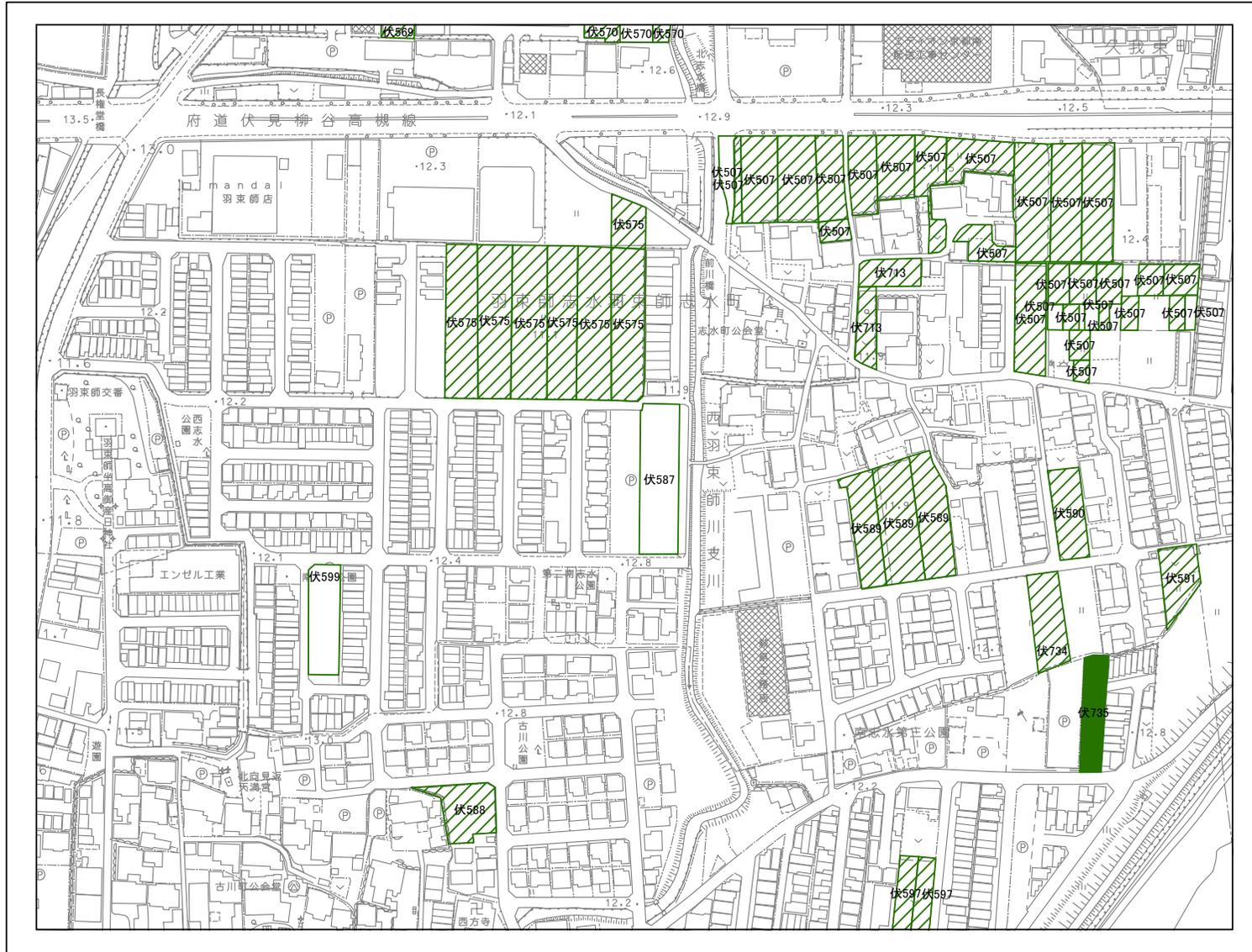


- 凡例**
- 生産緑地地区
  - 特定生産緑地既指定区域
  - 特定生産緑地新規指定区域





# 110-2 羽東師



1. 本図は、京都市都市計画局が定める「京都市都市計画法」に基づき、京都市の都市計画区域において、生産緑地地区の指定区域を定めるための図である。

2. 本図の生産緑地地区は、京都市の都市計画区域において、生産緑地地区の指定区域を定めるための図である。

3. 本図の生産緑地地区は、京都市の都市計画区域において、生産緑地地区の指定区域を定めるための図である。

4. 本図の生産緑地地区は、京都市の都市計画区域において、生産緑地地区の指定区域を定めるための図である。

5. 本図の生産緑地地区は、京都市の都市計画区域において、生産緑地地区の指定区域を定めるための図である。

6. 本図の生産緑地地区は、京都市の都市計画区域において、生産緑地地区の指定区域を定めるための図である。

7. 本図の生産緑地地区は、京都市の都市計画区域において、生産緑地地区の指定区域を定めるための図である。

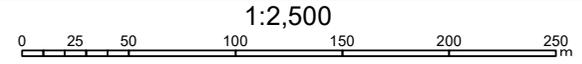
8. 本図の生産緑地地区は、京都市の都市計画区域において、生産緑地地区の指定区域を定めるための図である。

9. 本図の生産緑地地区は、京都市の都市計画区域において、生産緑地地区の指定区域を定めるための図である。

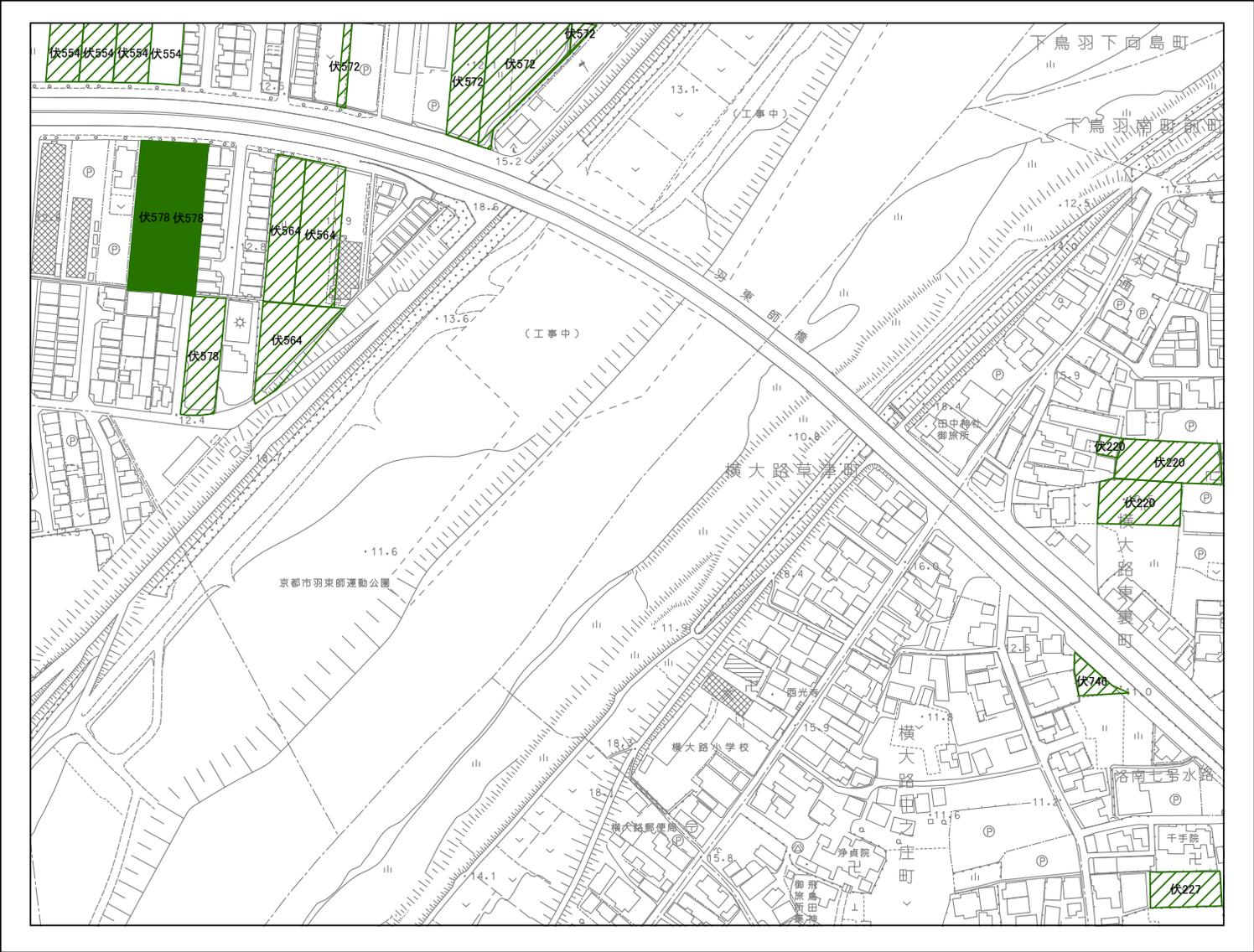
10. 本図の生産緑地地区は、京都市の都市計画区域において、生産緑地地区の指定区域を定めるための図である。

京都市都市計画局

- 凡例**
- 生産緑地地区
  - 特定生産緑地既指定区域
  - 特定生産緑地新規指定区域



# 110-3 羽束師



1. 本図は、京都市都市計画局が定める「京都市都市計画法」に基づき、京都市羽束師運動公園の周辺地区における生産緑地地区の指定区域を明示するものである。

2. 本図に示す指定区域は、京都市都市計画局が定める「京都市都市計画法」に基づき、京都市羽束師運動公園の周辺地区における生産緑地地区の指定区域を明示するものである。

3. 本図に示す指定区域は、京都市都市計画局が定める「京都市都市計画法」に基づき、京都市羽束師運動公園の周辺地区における生産緑地地区の指定区域を明示するものである。

4. 本図に示す指定区域は、京都市都市計画局が定める「京都市都市計画法」に基づき、京都市羽束師運動公園の周辺地区における生産緑地地区の指定区域を明示するものである。

5. 本図に示す指定区域は、京都市都市計画局が定める「京都市都市計画法」に基づき、京都市羽束師運動公園の周辺地区における生産緑地地区の指定区域を明示するものである。

6. 本図に示す指定区域は、京都市都市計画局が定める「京都市都市計画法」に基づき、京都市羽束師運動公園の周辺地区における生産緑地地区の指定区域を明示するものである。

7. 本図に示す指定区域は、京都市都市計画局が定める「京都市都市計画法」に基づき、京都市羽束師運動公園の周辺地区における生産緑地地区の指定区域を明示するものである。

8. 本図に示す指定区域は、京都市都市計画局が定める「京都市都市計画法」に基づき、京都市羽束師運動公園の周辺地区における生産緑地地区の指定区域を明示するものである。

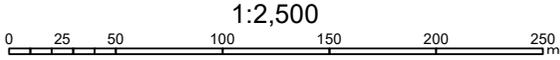
9. 本図に示す指定区域は、京都市都市計画局が定める「京都市都市計画法」に基づき、京都市羽束師運動公園の周辺地区における生産緑地地区の指定区域を明示するものである。

10. 本図に示す指定区域は、京都市都市計画局が定める「京都市都市計画法」に基づき、京都市羽束師運動公園の周辺地区における生産緑地地区の指定区域を明示するものである。



京都市都市計画局

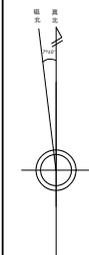
- 凡例**
- 生産緑地地区
  - 特定生産緑地既指定区域
  - 特定生産緑地新規指定区域



# 110-9 羽束師



伏263 伏264 伏269 伏270 伏272 伏273 伏684 伏688 伏689 伏690 伏748 伏749 伏750 伏751 伏752 伏753 伏754 伏755 伏756 伏757 伏758 伏759 伏760 伏761 伏762 伏763 伏764 伏765 伏766 伏767 伏768 伏769 伏770 伏771 伏772 伏773 伏774 伏775 伏776 伏777 伏778 伏779 伏780 伏781 伏782 伏783 伏784 伏785 伏786 伏787 伏788 伏789 伏790 伏791 伏792 伏793 伏794 伏795 伏796 伏797 伏798 伏799 伏800  
 横大路池 横大路一本木 アウトファイブ 横大路入反田  
 洛水中学校 テニスコート 五橋水源 トナミ運輸  
 関西電力変電所 (工事中)



京都市都市計画局

- 凡例**
- 生産緑地地区
  - 特定生産緑地既指定区域
  - 特定生産緑地新規指定区域

